NEWS RELEASE



令和5年3月20日 株式会社 中国銀行

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が開始されます。

適格請求書等保存方式のもとでは、管轄税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、当行は「適格請求書発行事業者」登録をいたしましたので、下記のとおりお知らせします。

登録番号	T1260001006093
名称	株式会社中国銀行
主たる事務所の所在地	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号

なお、上記登録番号は、国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」 でもご確認いただけます。

以 上